

25 契 第 482 号  
平成25年5月30日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平  
( 公印省略 )

### 工事の最低制限価格等の算定基準の一部改正について(通知)

このことについて、本年5月より、工事の低入札価格調査制度における国並びに中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)モデルの調査基準価格の算定基準が、下記のとおり改められました。

このことから、国並びに中央公契連モデルの基準を基本とする本市の低入札価格調査の調査基準価格及び最低制限価格の算定基準についても一部改めましたので、お知らせいたします。(算定方法は非公表。)

なお、改正後の基準については、平成25年6月1日以後に入札公告及び指名通知を行う入札より適用いたします。

### 記

#### 1 国並びに中央公契連モデルにおける工事の低入札価格調査の調査基準価格の算定基準の改正内容

工事の低入札価格調査の調査基準価格の算定における「一般管理費等」の基準(算入割合)が「30%」から「55%」に改められました。

※国並びに中央公契連モデルにおける低入札価格調査の調査基準価格の算定基準における各費目の算入割合

(本年5月～)

- ・直接工事費の額 × 95%
- ・共通仮設費の額 × 90%
- ・現場管理費の額 × 80%
- ・一般管理費等の額 × 55%